

働く世代の健康づくり推進に向けた連携に関する協定書

東京労働局（以下「甲」という。）と全国健康保険協会東京支部（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで、働く世代の健康づくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、働く世代の健康づくりを推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、産業保健の推進とそれによる健康経営®の普及促進等、次の事項について、連携・協力を図るものとする。

- (1) 健康診断の受診率向上に関する事
- (2) 特定保健指導の実施勧奨に関する事
- (3) 職場のメンタルヘルス対策の推進に関する事
- (4) 食生活の改善の促進に関する事
- (5) 受動喫煙対策に関する事
- (6) 事業所から全国健康保険協会東京支部への健康診断データの提供の促進に関する事
- (7) 健康診断データ等の分析による課題の抽出・結果の共有に関する事
- (8) 働く世代の感染症予防に関する事
- (9) 働く世代の転倒災害及び腰痛防止に関する事
- (10) 独立行政法人労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用勧奨に関する事
- (11) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事  
(健康経営®は NPO 法人健康経営研究所の登録商標です。)

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携及び協力の検討または実施により知り得た相手方の保有する個人情報等を、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又はこの協定に基づく業務の実施以外の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この協定が解除されたその後においても有効とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義等への対応）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年6月28日

甲 東京都千代田区九段南1-2-1  
九段第三合同庁舎  
東京労働局

局長

美濃 芳 郎

乙 東京都中野区中野4-10-2  
中野セントラルパークサウス  
全国健康保険協会東京支部

支部長

柴田 潤一郎